

保安業務計画書

事業所の名称 _____ 電話 _____

事業所の所在地 _____ F A X _____

保 安 業 務 区 分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡	
一般消費者等の数								
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 _____ 人 製造保安責任者 _____ 人 その他 _____ 人							
調 査 員 の 数	/		/	/	/	/	/	
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者	/		/	/	/	/	/	
年間実働日数又は平均月間実働日数	/	日/月	日/年	日/年	/	/	/	
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計						個	
	マノメータ						個	
	ガス検知器						個	
	漏えい検知液						個	
	緊急工具類						式	
	一酸化炭素測定器						個	
	ボーリングバー						個	
緊急時対応を行う場合にあってはその方法								

(備考) 1 事業所ごとに記載すること。

保安業務技術的能力算定書

事業所の名称 _____

1 保安業務資格者の算定

A : 消費者数 B : 月間実働日数 C : 年間実働日数 D : 調査員数 E : 充てん作業員数

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		
容器交換時等供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(B)} - (D) - (E)$		0未満の場合は0とする
定期供給設備点検 定期消費設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあつては、20を3分の4倍することができる。
定期供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4} - (E)$		補助員を伴って点検を行う場合にあつては、30を3分の4倍することができる。
定期消費設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあつては、25を3分の4倍することができる。
周知	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{*}$		*容器交換時点検・定期点検・定期調査のいずれかを行う場合は4万分の1それ以外は2万分の1
緊急時対応(注)	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(F)	消費者先に30分以内には到着し所要の措置を行う体制を確保すること
緊急時連絡	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		消費者戸数が20,000戸を超える場合 $1 + (\text{消費者戸数} - 20,000) / 80,000$
合計			小数点第3位までの数とする
必要人数		名	小数点以下を切り上げる

以上、保安業務資格者必要数 _____ 名に対し、 _____ 名を確保している。

(注) 緊急時対応について

事業所には常時(F)の算定値以上の保安業務資格者 _____ 名が常駐し、緊急時には直ちに出勤可能な体制をとる。

2 保安業務用機器の算定

(1) 保安業務用機器の算定値

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(イ)	自記圧力計 (マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
容器交換時等供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(B)}$	(ロ)	漏えい検知液、緊急工具類
定期供給設備点検 定期消費設備調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(い)	自記圧力計 (マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(ろ)	一酸化炭素測定器
定期供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(ハ)	自記圧力計 (マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
定期消費設備調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(ニ)	自記圧力計 (マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
緊急時対応	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(ホ)	自記圧力計 (マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー

(2) 保安業務用機器数

機器名	必要台数計算式	必要数	保有台数
自記圧力計またはマノメータ	(イ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + =		自記圧力計： マノメータ：
ガス検知器	(イ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + =		
漏えい検知器	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + + =		
緊急工具類	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + + =		
一酸化炭素測定器	(イ) (ニ) (ホ) (ろ) + + + =		
ボーリングバー	(イ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + =		

(備考) 算定式は小数点以下第3位まで
必要数は小数点以下を切り上げる

保安業務資格者等一覧

事業所の名称 _____

氏 名	免状の種類	免状交付県名	免状番号	交付年月日	直近の再講習年月日

免状を複数所有している場合には、以下の優先順で1種類のみ記入すること。

(ただし、液化石油ガス設備士であり、かつ、業務主任者に選任されている者については、1及び2の2種類の免状について記載すること。)

- 1 液化石油ガス設備士
- 2 高圧ガス販売主任者免状
- 3 高圧ガス製造保安責任者免状
- 4 業務主任者の代理者講習修了証
- 5 液化石油ガス保安業務資格者講習修了証
- 6 充てん作業講習修了証
- 7 液化石油ガス調査員講習修了証

免状の種類、番号がわかる部分の写しを添付すること

(液化石油ガス設備士及び業務主任者の場合には、再講習の受講記録欄の写しを含む)

欠格事由に関する事項 (法人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和42年法律第149号) 第30条各号に該当していないことを誓約します。
なお、当法人の役員は以下のとおりです。

役 職 名	氏 名

(備考) 役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

欠格事由に関する事項 (個人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号) 第30条各号に該当していないことを誓約します。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

役員及び構成員について

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条各号に掲げる構成員）については、以下のとおりです。

記

	液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者及びその役職員は、3分の1を超えません。
	液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者及びその役職員は、3分の1を超えません。
	液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者及びその役職員は、3分の1を超えません。

※該当する項目に「○」をつけてください。

保安機関事業所連絡票

名 称			
住 所	〒		
電 話		F A X	
駐 車 場	有・無	認定番号	
最寄り駅からの案内図 (最寄駅) 線 駅 から 徒歩 分 タシ 分			
(目印になるもの、駐車を記入して下さい。)			

保安業務用機器に関する事項

別紙写真の保安業務用機器は、当事業所に備えているものであり、常時使用可能であり、また、当該保安業務用機器の製造番号等については、下表のとおりです。

事業所名 _____ ※事業所が複数ある場合は、事業所ごとにご記入下さい。

事業所の所在地 _____

保安業務用機器	製造者（メーカー）	型式等	製造番号	製造、又は、購入年月
自記圧力計				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
ガス検知器				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
一酸化炭素測定器				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月